令和８年（フ）第４７号
秋田県能代市落合字中大野113番地
破産者　珍田　泰彦
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

令和８年（フ）第１５９号
愛知県豊橋市草間町字郷裏37番地　Ｂｉａｒｒｉｔｚ105号室
破産者　田中　充生
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第３２２号
大阪府泉大津市東雲町３番16号　コーポラス東雲205号
破産者　若杉　風華
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第８０号
奈良県磯城郡川西町大字下永1304番地の１
破産者　川崎　全家
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第１１５号
奈良県北葛城郡広陵町大字南郷87番地　特別養護老人ホームおきなの杜
破産者　奈須　泰一（法定代理人成年後見人　瀬尾　知里）
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第１６０号
奈良県大和高田市大字野口123番地１　セジュールＦＢ棟105号
破産者　ｍｅ：ｏｎこと　小寺みゆき
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第１７８号
佐賀県佐賀市本庄町大字本庄545番地　栗林ハイツ202号、前住所福岡県久留米市上津町2192番地637
破産者　久留米自習室こと　平　　良弘
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和７年（フ）第２１６９号
北海道千歳市清流２丁目６番５号　清流ハウス、申立時の住所北海道千歳市住吉１丁目12番14号
破産者　丸山　晴久
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９２０号
札幌市西区西野９条６丁目６番32号　寿ハイツ101号
破産者　下村　優雅
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４９６号
仙台市太白区長町２丁目５番７－３号
破産者　渡辺　紗雪
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１６号
宮城県気仙沼市西八幡前260番地15
破産者　高松　慎一
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

令和８年（フ）第２１号
宮城県気仙沼市長磯原ノ沢６番地18
破産者　佐々木　彩
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

令和８年（フ）第１０号
山形県米沢市舘山３丁目１番13号
破産者　蓼沼　憲二
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第８２号
山形県西置賜郡白鷹町大字鮎貝2896番地の10
破産者　福田　裕晴
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第８５号
山形県米沢市花沢町2695－４　グループホーム結いのき、住民票上の住所山形県米沢市西大通２丁目４番58号
破産者　篠田昭江
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第８５号
埼玉県八潮市大字南川崎597番地１グランドソレイユ105、申立時の住所福島市森合字的場10番地の17シャンピアＢ105
破産者　小野　祥孝
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

令和８年（フ）第８９号
栃木県小山市東城南３丁目16番地24　ラヴィベル201号室、開始決定時の住所栃木県小山市東城南５丁目11番地５　ヴィクトリーワンＥ－202号
破産者　大嶋　悠司
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第３７号
群馬県館林市高根町1040番地の18、前住所群馬県邑楽郡板倉町大字細谷777番地の１
破産者　須永　健哉
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１１１号
群馬県太田市台之郷町1390番地１　サンパレス韮川Ⅲ－201号、前住所埼玉県越谷市大字袋山1105番地17
破産者　羽賀　結菜
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部